（R5対象者）

風しん抗体検査・定期予防接種のご案内

令和４年度に個別通知しているクーポン券を使うことで、抗体検査や予防接種が無料になります。

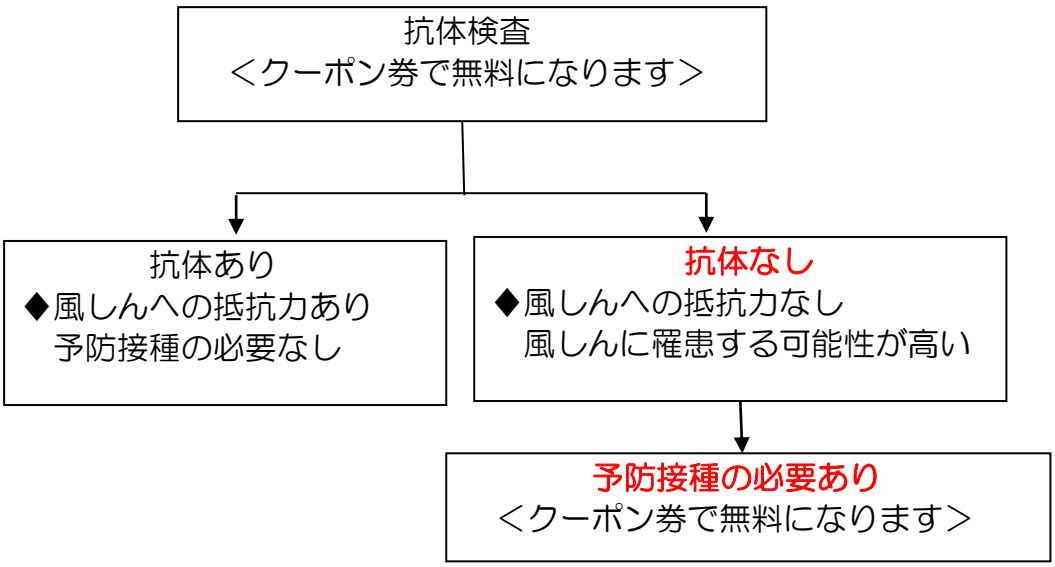

クーポン券についての注意事項

（１）　**これから検査を受ける方**：令和４年度に送付したクーポン券をご使用ください。

（２）　**既に抗体検査を受け、これから予防接種を受ける方**
抗体検査をした時に使ったクーポン券を継続して使ってください。

（３）　**その他**：町外へ転出した場合は、紫波町のクーポン券は利用できません。

抗体検査について

（１）対象者

紫波町に住民票があり、昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日までに生まれた男性で、令和元年度から令和４年度に風しん抗体検査の未検査者。ただし、次の①から③の方は抗体検査の必要がないとされていますが、希望者は検査ができます。

①過去に風しんに罹患した記録がある方
②過去に風しんの予防接種を受けた記録がある方
③平成２６年４月１日以降に風しん抗体検査を受けた記録がある方

（２）風しん抗体検査回数・費用　　：１回　無料

（３）クーポン券の有効期限　　：２０２４（令和６）年３月３１日まで

（４）抗体検査実施機関

全国の風しん抗体検査を受託している医療機関・健診機関に事前にお問い合わせのうえ、検査を受けてください。

※参考までに紫波郡医師会内の医療機関（令和５年４月１日現在）を別表に掲載します。

（5）持ち物　＜すべて持参しないと検査できません＞

① クーポン券

② 健康保険証等、住所や生年月日が確認できるもの

※抗体検査受診票は医療機関窓口でお渡しします。

風しん定期予防接種について

（1）対象者

風しん抗体検査（平成２６年４月１日以降に受けた風しん抗体検査を含む）の結果、風しんの抗体が十分でないことが判明した方（風しん抗体検査結果記録が必要です）

（2）風しん定期予防接種回数・費用　：１回　無料

（3）クーポン券の有効期限　：２０２４（令和６）年３月３１日まで

（4）予防接種実施機関

全国の予防接種を受託している医療機関に事前にお問い合わせのうえ、接種を受けてください。

※　参考までに紫波郡医師会内の医療機関（令和５年４月１日現在）を別表に掲載します。

（5）持ち物　＜すべて持参しないと予防接種はできません＞

① クーポン券

② 健康保険証等、住所や生年月日が確認できるもの

③ 風しん抗体検査結果記録　※予防接種予診票は医療機関窓口でお渡しします。

＜担当＞
紫波町役場健康福祉課　健康係
電話：672-2111（代表）
内線：1345・1346